第明治二十五種郵便物認可

ア　ホームプロジェクト及び学校家庭クラブ活動の意義と実施方法について理解すること。

イ　自己の家庭生活や地域の生活と関連付けて生活上の課題を設定し，解決方法を考え，計画を立てて実践すること。

3　内容の取扱い

(1) 内容の取扱いに当たっては，次の事項に配慮するものとする。

ア　内容のAからCまでについては，生活の科学的な理解を深めるための実践的・体験的な学習活動を充実するとともに，生活の中から問題を見いだしその課題を解決する過程を重視すること。また，現在を起点に将来を見通したり，自己や家族を起点に地域や社会へ視野を広げたりして，生活を時間的・空間的な視点から捉えることができるように指導を工夫すること。

イ　内容のAの(1)については，人の一生を生涯発達の視点で捉え，各ライフステージの特徴や課題と関連を図ることができるよう，この科目の学習の導入として扱うこと。また，AからCまでの内容と関連付けるとともにこの科目のまとめとしても扱うこと。

ウ　内容のAの(3)については，学校や地域の実態等に応じて，学校家庭クラブ活動などとの関連を図り，幼稚園，保育所及び認定こども園などの乳幼児，近隣の小学校の低学年の児童との触れ合いや交流の機会をもつよう努めること。また，(4)については，学校家庭クラブ活動などとの関連を図り，福祉施設などの見学やボランティア活動への参加をはじめ，身近な高齢者との交流の機会をもつよう努めること。(5)については，自助，共助及び公助の重要性について理解を深めることができるよう指導を工夫すること。

エ　内容のBについては，実験・実習を中心とした指導を行うこと。なお，(1)については，栄養，食品，調理及び食品衛生との関連を図って指導すること。また，調理実習については食物アレルギーにも配慮すること。

オ　内容のCの指導に当たっては，A及びBの内容と相互に関連を図ることができるよう工夫すること。(2)については，消費生活に関する演習を取り入れるなど，理解を深めることができるよう努めること。

カ　内容のDの指導に当たっては，AからCまでの学習の発展として実践的な活動を家庭や地域などで行うこと。

(2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。

ア　内容のAの(3)については，乳幼児期から小学校の低学年までの子供を中心に扱い，子供の発達を支える親の役割や子育てを支援する環境に

重点を置くこと。また，アの(ｲ)については，子供の福祉の基本的な理念に重点を置くこと。(4)のアの(ｱ)については，食事，着脱衣，移動など高齢者の心身の状況に応じて工夫ができるよう実習を扱うこと。(ｲ)については，高齢者福祉の基本的な理念に重点を置くとともに，例えば，認知症などの事例を取り上げるなど具体的な支援方法についても扱うこと。

イ　内容のBの(1)のアの(ｱ)，(2)のアの(ｱ)及び(3)のアの(ｱ)については，和食，和服及び和室などを取り上げ，日本の伝統的な衣食住に関わる生活文化やその継承・創造を扱うこと。(2)のアの(ｳ)については，衣服を中心とした縫製技術が学習できる題材を扱うこと。

ウ　内容のCの(1)のアの(ｱ)については，キャッシュレス社会が家計に与える利便性と問題点を扱うこと。(ｲ)については，将来にわたるリスクを想定して，不測の事態に備えた対応などについて具体的な事例にも触れること。(2)のアの(ｲ)については，多様な契約やその義務と権利を取り上げるとともに消費者信用及びそれらをめぐる問題などを扱うこと。(3)については，生活と環境との関わりを具体的に理解させることに重点を置くこと。

第3款　各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1　指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

(1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際，生活の営みに係る見方・考え方を働かせ，知識を相互に関連付けてより深く理解するとともに，家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして解決策を構想し，実践を評価・改善して，新たな課題の解決に向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

(2) 「家庭基礎」及び「家庭総合」の各科目に配当する総授業時数のうち，原則として10分の５以上を実験・実習に配当すること。

(3) 「家庭基礎」は，原則として，同一年次で履修させること。

(4) 「家庭総合」を複数の年次にわたって分割して履修させる場合には，原則として連続する２か年において履修させること。

(5) 地域や関係機関等との連携・交流を通じた実践的な学習活動を取り入れるとともに，外部人材を活用するなどの工夫に努めること。